

平成 25 年 1 月 10 日開会

平成 25 年 1 月 10 日閉会

議会改革推進特別委員会会議記録  
(要旨)

久慈市議会事務局

## 議会改革推進特別委員会会議録

平成25年1月10日（水曜日） 午前10時3分

### 協議案件

- (1) 分科会の設置について
- (2) 小委員会の設置について
- (3) 分科会の委員の選任について
- (4) 小委員会の委員の選任について
- (5) 小委員会及び分科会に関する規定について

### 出席委員（23名）

・桑田鉄男委員長 ・小野寺勝也副委員長  
・梶谷武由委員 ・下川原光昭委員  
・藤島文男委員 ・上山昭彦委員  
・泉川博明委員 ・木ノ下祐治委員  
・畑中勇吉委員 ・砂川利男委員  
・山口健一委員 ・澤里富雄委員  
・中平浩志委員 ・小柳正人委員  
・堀崎松男委員 ・小倉建一委員  
・城内仲悦委員 ・下舘祥二委員  
・中塚佳男委員 ・高屋敷英則委員  
・宮澤憲司委員 ・大沢俊光委員  
・濱欠明宏委員

### 欠席委員

なし

### その他出席議員

・八重櫻友夫議長

### 事務局職員出席者

事務局長 一田昭彦 事務局次長 大森正則  
庶務グループ 五日市清樹 議事グループ 田高慎  
主 任 長内紳悟

~~~~~  
午前10時3分 開会

○委員長（桑田鉄男君） ただいまから、第2回議会改革推進特別委員会を開会いたします。

出席委員でございますが、中塚委員から少し遅れるとの連絡がございます。その他は全員出席でございます。

次第に入る前に、前回の委員会において議論があり

ました部分について触れたいと思います。

お手元には、前回もお配りしておりますが、本委員会の組織体制等についての議長案と、議会改革検討委員会による議長答申書の写しを配布しております。

前回の委員会では、議会改革推進特別委員会の設置目的の部分について、種々ご議論があったところであります。この部分につきましては、議長案ということで事務局から説明がなされましたし、また既に、議員発議によって議会改革の取り組みを推進することを目的に本委員会の設置が議決されたところではありますが、全議員の意識共有ということもありますので、この際、再度ご議論いただければと思います。

ここで、議論に入らせていただく前に、議長案につきまして事務局から前回との変更点についての説明をいたします。

○事務局（長内紳悟君） それでは、お手元に配布しております議会改革推進特別委員会の設置について議長案ということで、前回もお配りしておりましたけれども、今回若干変更した点がございまして、その部分をご説明させていただきたいと思います。

まず、設置目的の5行目「議会としての」の前に、「合議体である」という文言を追加してございます。

また、下のほうの、「3. 委員会に関する規定」の(6)「幹事会は、各部会の審査経過報告を受け、その可否を委員会に報告する」とありました所を、これを「幹事会は各部会の審査経過報告を受け、各部会間の情報共有を図るとともに、必要に応じて各部会間の調整を図る」に変更してございます。

これは、幹事会は可否を決める機関ではなく、あくまで情報共有と連絡調整の場であるという位置付けから、このように変更させていただきました。

それ以外につきましては、前にご説明したとおりであります。以上です。

○委員長（桑田鉄男君） それでは、議長案の本文につきまして、文言をこのようにしたらという修正意見等ございましたら受けたいと思います。ご発言をお願いします。

○濱欠明宏委員 設置の目的であります、「最終決

定機関としての議決責任と説明責任」と同列になっているんですけど、これは議決責任というのはこれまでの当然のこととして議決責任があったわけでありまして。

ただ、説明責任についてはある意味でおろそかだったのかなということがあるんだけど、議決責任と説明責任が同列というのはいかがなものかなと。議決責任はもとより説明責任が求められているとか、そういう表現が妥当なのかなと、パッと見た感じなんだけど、いかがでしょうか。

**○委員長（桑田鉄男君）** 今、濱欠委員から「議決責任はもとより説明責任が求められている」、そのような文言にしたらとの意見がございましたが、その他ございませんか。

**○城内仲悦委員** 当然議決責任はあったんだけど、議決責任があつて説明責任が来ているわけですけど、その点が不十分であつたということがあつたと思うんですけど、したがって、「と」ということですから別に並列というより、議決責任があつて説明責任が生じるわけですから、この表現方法で私はあまり異議を感じないのですが。

**○濱欠明宏委員** 市民に対する最終決定機関としての議決責任が求められていると、説明責任を除けばね、これまで責任がなかったということになるの。

だから私は言っているの。

**○委員長（桑田鉄男君）** いかがですか。他にございませんですか。

**○城内仲悦委員** 私さっきも言いましたが、議決責任と説明責任は一体なものなわけですよ。ただ、いままで説明責任について意識しないということがあつたと思うんです。それから、議決責任についても当然あつたんだけど、しかしながら市民からも声がなかつたんですが、この頃、市民の側のほうがむしろ議会に対するいろんな目が肥えてきまして、そういった意味では議会が何しているのかという声が聞こえてくる中で、当然私たちが改めて議決責任ということを経験しながら、併せてそれによって生じる説明責任をきちんと認識しながらいくことが大事だなというふうに思いますから、こういう表現の仕方でもいいかなと思います。

これまでの経過なり、私も議長いわけですけども、そういった意味では説明責任を十分果たしてきたと

いうふうにはしてなかったのかなという反省点もありますので、そういった意味では、議決責任と説明責任は一体のものだという認識から、今回さらにこの認識をお互いに高めていけばいいのではないかと思いますので、私は議長案がいいのではないかと思いますので、ご議論お願いいたします。

**○濱欠明宏委員** 私は、この議会改革について、この前もお話しましたが、一番大切な心は温故知新である、古きを訪ねて新しきを知るということこそが、この議会改革にとって大事だと思う。

という意味において、私はこれまでの戦後の久慈市議会の歴史のなかにおいて、それなりに議会は役割を果たしてきたと思う。

この文書を見ると、どうもこれまでの議会のやり口が、今の城内さんの言葉を借りれば、市民が馬鹿で、そこまで議会に求めてなかったみたいな、極端解釈だけでも。そうじゃなくて、議会としてこれまでもきちっと役割を果たしてきた。しかし、今求められているものは何かというと、定数問題とか報酬問題とか、そして、これまでも広報委員会を通じて、議会の説明責任を果たしてきているんです。

それで、なお足りないというのが私はよく分からないけども、しかし、これからの新しい議会をどうやって作っていくかという時に、温故知新の気持ちがなければ駄目です。

この文書は、ところどころでどうもこれまでの議会が何か責任を果たしていなかったという文書にとられるから、私はこの事については強く申し上げておく。

**○城内仲悦委員** 私は市民が馬鹿だと表現していませんので、そこは勝手な表現をしないでください。撤回してください。

温故知新という言葉聞いて、古きを訪ねてってね。ただ、私は2000年に地方分権一括法が成立をして、さまざまな議会改革が、地方自治法が改革なってますよね。

政務調査費もそうですけども、それから議員提案権も8分の1から12分の1になっているわけですよ。そういった意味では、私どもが2000年以降に議会の権能が高まっているなかで、その部分についても私は十分活用してこなかったというのも一つの反省点であると思う。

したがって、私自身、昭和54年に議会で議席をおいでますけども、そういった意味では当時からいけば本当に進歩していると思います。

そういった意味では、すべて過去を否定するのではなくて、過去もあったけども、しかし、私どもが前に進んでいかなきゃならんと思いますし、当然、地方分権一括法以降の私たちの活動もそういった点では不十分だったと思うわけで、そういった点で、自治法改正のなかで、議会の権能が高まった中で、それが十分機能してこなかったということもありますので、そこも含めて、今回の改革のなかで議論して具体化を図っていけばいいのかなと思ってますので、ご理解を賜ればいいのかなと思ってますので、よろしくお願いします。

決して、市民は馬鹿だとは思ってませんので。市民の方々の意識が向上している、議会もそうですけど、しているという状況のなかに、今立っているということで、そういう認識に私は立ちます。以上です。

**○委員長（桑田鉄男君）** 他にございませんか。

**○大沢俊光委員** あのさ、勉強に行ってきたって、前の組織でね。その辺り、組織しているところでこういう表現なり、なんか参考になる部分がなかったか。ただ話だけ聞いてきたか。

規約とか規程とか資料とかもらってこなかったか、先進地に行ってきた。

**○委員長（桑田鉄男君）** 定例会でも報告書でお配りをしているということでございますし、会派の代表の方も出席をしているということですが、資料等で必要であるということ等を皆さんのほうでそういうふうであれば出せますか。

**○大沢俊光委員** そうでなく、今ここの文書の表現のところで、議論しているわけだ。

なので、先進地に行ってきたと、勉強してきたと、報告がありましたよね。そういう時に、特別委員会でこういうふうな委員会の条文の中にそういう条項があった自治体がなかったかということだ。勉強してこなかったかということだ。

それとは関係なく独自に作ったか。そういうのは参考にしなかったか。

**○事務局長（一田昭彦君）** 私は行かなかったわけですが、この間の議運と議会改革検討委員会の調査視察のほうにつきましては、一般的な先進的取り組み、こ

れまでやってきた経緯、そういう部分での、あるいは議会改革に対する概念、それと議会運営における研修ということで、文言一つ一つについての研修ではなかったと聞いております。

ですので、概念とかそういう部分での研修をしたということですよ。

**○大沢俊光委員** 行かない人に聞いたってしょうがない。結局、改革委員会のこういうふうな資料をいただいでこなかったということだな。

そして、そういうふうなこういうことを改革をするための参考資料などを求めてこなかったと。その辺を教えてもらいたいんだけど。

**○委員長（桑田鉄男君）** 資料についてはいただいできています。

**○大沢俊光委員** いただいた中に、何かこういう私らがやろうとするのに参考になる部類がなかったのかと、こういうことだ。

**○事務局（長内紳悟君）** 設置の目的の表現の部分ですけれども、これは先進地の取り組み、いろいろな取り組み概要などをいただいで、そこでも同じようになりまして。

大きなポイントというのは議会の機能、監視機能であり、政策形成機能であると。また、地方分権一括法以降の自治の拡大に伴っての議決責任の拡大、あとはそれに伴っての説明責任の拡大というのが、どこの議会改革、先進地でもそこがポイントになっております。

あとは、地方議会に関しては、国の地方制度調査会、こちらで議論されまして、地方自治法の改正を行い議会制度の充実を図っておりますけども、この地方制度調査会の答申、こちらに関しても同じような表現、監視機能・政策形成機能、分権一括法に伴っての議決責任・説明責任の拡大、こういった部分が地方制度調査会の答申のほうでも使われております表現であります。

それを受けて、先進地の議会改革でもこの表現を取り入れているものでございます。

あとは、検討委員会のほうでも、監視機能ですとか政策形成機能ですとかそこら辺は議論している部分でして、そういった議論も考慮しつつ、こういった文書表現をさせていただいたというところであります。

**○小倉建一委員** 議決責任は法的責任ですよ。説明責任も法的責任が出てきたのかどうか。

**○事務局（長内紳悟君）** 議決責任、これは確かに法的な責任でございます。

あと、説明責任ということなんですけども、これはやはり地方分権一括法以降の、いままで機関委任事務だったものが自治事務になりまして、要は議会だけでなく執行部に関しても、いままでのように国がこうだから県がこう言っているからというような責任逃れができなくなってきたというのが、世間で言われている自治の責任というところでありまして、二元代表制の一翼を担う議会としては、執行部だけではなく議会にも市民に対しての説明責任が必要なんだということが求められています。

それを意味しているのが二元代表制という言葉で、執行部だけではなく、議会も同じく説明責任が伴ってきているということです。

これは法的なものではないですけど、法的な議決責任の拡大に伴って高揚してきた部分なのかなというふうに考えます。以上です。

**○大沢俊光委員** ここをポイントに共有してスタートしないとさ。

**○濱欠明宏委員** 今、長内君が言っているのは、議決責任というのは法的なんだと。議決責任はもとよりっていうのはそういう意味で言ってるんだよ。

で、説明責任っていうのは、今、長内君が言ったように、自治体の自立ということで議会も二元制の一翼を担う以上、市民に対する説明もしていかなきゃならんという、だから並列ではないんだということなの。

議決責任というのは法的に重いやつだから。で、説明責任というのは当然にこれからしていきましょうと、議会改革の一環としてね。並列ではないんだということを私は繰り返し申し上げてるの。

**○大沢俊光委員** 社会情勢のなかで国民、市民から求められてきたということさ。

**○城内仲悦委員** 私が言っているのは、地方分権一括法によって、その辺が強くなってきたということだと思います。

やはり、機関委任事務がほとんどなくなったわけですね。それが自治事務になったわけですよ。以前は、相当の割合で、県でいえば75%が機関委任事務でした。それから市の段階でも45%から50%近いのが機関委任事務だったんですよ。

したがって、国がこうだから何も言えないまま、ず

らっと来たんです。でも、今、自治事務になってますから、そういった意味での説明責任は極めて重要だということになってますので、議決は確かに法で決まっていますけど、その法律で決めた議決に対しての説明もやっぱり併せてということで、法的ではないにしても道義的責任は生じるわけで、同等に近いということですから、「と」ということに私は別に文書上問題ないと思います。

それから、今、極めて入口論でずっと議論してきているんですけど、そこをやっぱり乗り越えて、この辺は合意しながら前に進むということが大事だと思うので、1回目の委員会でも時間なかったわけですけど、今2回目になっているんですが、2回目も同じ議論では前に進まないと思いますので、そういった点での議員各位の合意を得ながら前に進めていただきたいと思いますので。地方分権一括法以降の私たちの認識そのものがまだ共有していない部分もありますから、だからこそ、こういった議論が出てくるんで、そういった意味では共有することによって、この辺はやりながら合意が見えてくるということもあるので、ぜひ前に進める議論をしていただきたいなと思います。以上です。

**○濱欠明宏委員** 私は前に進めたくてんのよ。それを止めてのが、逆に言えば城内さんなのよ。

「と」にこだわっているから止まってんのよ。何も「と」にこだわることなかべと。元々、議決責任を果たしてきたんだよ、議会は。しかし、これからあなたの言う通り、これから説明責任というのは大事だよと。でも、これまで広報を通してやってきたの。なお一層必要だということだとは思うんだけど。それは、こないだの試行的な議会報告会をしたというのも、そういう意味では一つの試行だったかもしれないけど、いずれ私は前に進めたい。

しかし、文章責任、我々議会は将来に残す文書にきちとした根拠がなきゃだめだよ。ただ「と」であればいいというのと、私はきちっと法的責任とこれからやるべき目的と別なんだよと。だから、「議決責任はもとより」、議会というのは当たり前なんだ、議決責任というのは、それと説明責任は違うんだよということなの。

私は前に進めたくて、ここの部分だけは文章上問題があるなと思って、今発言している。それを「と」で

止めているのが城内さんなんだよ。前に進めたいのだ。

○大沢俊光委員 議長整理させてさ。ここで対立軸をするための集まりでないんだ。思いを述べ合って、最大公約数にもっていきようにしないと。時間かけて何も問題ないからさ。

○城内仲悦委員 そうすると、濱欠議員さんの提案は、「議決責任はもとより」が入れば——。いいんじゃないですか。

○委員長(桑田鉄男君) 今の所なんですけど、「議決責任はもとより」ということで、いろいろ議論なされたんですが、「議決責任はもとより説明責任が求められている」、そういうことの整理で了ということですので、この件に関してはこういうことにしたいと思います。

その他に文言の部分であればお願いをします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(桑田鉄男君) それでは、この部分の議論は終わりたいと思います。

それでは、議題に入ります。まずはじめに、(1)分科会の設置についてお諮りいたします。

本委員会の審議を詳細かつ能率的に行うため、久慈市議会会議規則第68条の規定により、本委員会内に3つの分科会を設置することとし、分科会の名称及び区分を、条例策定専門部会は、議会基本条例の策定に関する事項及び、その他議会改革に関する事項。

広報広聴専門部会は、広報及び広聴の充実に関する事項。

定数報酬等研究部会は、議員定数及び議員報酬等に関する事項といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(桑田鉄男君) ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、(2)小委員会の設置についてお諮りいたします。

本委員会の審議を円滑に行うため、久慈市議会会議規則第68条の規定により、本委員会内に小委員会を設置し、その名称を幹事会とすることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(桑田鉄男君) ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、(3)分科会の委員の選任についてお諮りいたします。どのような方法で選任いたしますか。

○濱欠明宏委員 会派を軸にしての分科会の構成なのか、あるいは常任委員会を軸にしての分科会の構成なのかというのの考え方をお聞かせ願いたい。

○委員長(桑田鉄男君) そのところをご協議いただきたいということです。

○事務局長(一田昭彦君) そうだとすれば、例えば事務局のほうですと、これまでの常任委員会とか議会運営委員会のような形で会派を軸としたほうが、各会派でまんべんなく議論できるかと思ひまして、とりあえずの案を用意してますので、皆さんにお配りいたします。

○濱欠明宏委員 私はそれで結構だと思うので、ただここで決めろっていっても、やっぱり会派で一度相談しながらメンバー張り付けなもんだから、あとは決めたのを委員長に報告するという仕組みでどうだろう。

○委員長(桑田鉄男君) 説明をお願いします。

○事務局長(一田昭彦君) これは単純に機械的に振り分けたものでございます。条例策定専門部会、広報広聴専門部会、定数報酬等研究部会で、新政会さんが2名・2名・2名、清風会さんが2名・2名・1名、政和会さんが2名・1名・1名、創政会さんが1名・1名・1名、ここは委員長が入っていますので委員長が抜けることとなります。

それから、共産党さんが例えば条例と定数、会派に属さない議員の方は例えば広報と定数というふうな形で機会的に振り分けたものでございますので、この枠についてご協議いただきたいと思ひます。

○濱欠明宏委員 今、局長が機械的に分けたというけど、機会的に分けた理由を、どういうふうなことで機械的に分けたかという根拠を示していただきたい。

○事務局長(一田昭彦君) 機械的に分けた理由ですが、ここに事務局のいろいろな考えが入ってはいけませんので、そういうことで公平といいますか、まんべんなくなるような形で分けたところです。

○濱欠明宏委員 普通、機械的に分けるなら、新政会、清風会、政和会、創政会まではいいよ。次の共産党は条例1・広報が1でないの、機械的にものを考えれば。

そこが意図的でないかと私は指摘したいんだけども。

さきほどの城内さんの意見からいっても、説明責任

にかなり重きを置いているから、なんでこうなるのか。

○事務局長（一田昭彦君） ここは、カッコで1・0・1という形になっているので、ここでご議論いただきたいという意味でございました。すみません、説明が足りませんでした。

○委員長（桑田鉄男君） この案についていかがでしょう。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○澤里富雄委員 異議なしというのはカッコ除きです。

○濱欠明宏委員 あんまりツッコミたくないけども、こうやって見ると、共産党さんと会派に属さない議員の割振りを見ると、定数のほうには2名張り付くんだよ、それぞれ1名づつ。

条例と広報が1名づつ欠落するんだよ。この欠落する考え方はどこにあるのかというのは一応聞いておきたい。

○事務局長（一田昭彦君） 意図はございません。そうであれば、この場で決めていただければと思います。

○濱欠明宏委員 要するに私が言いたいのは、創政会まではこれで良いと思うんだけど、共産党さんと会派に属さない議員はよく相談して決めてくれれば良いと思う。

別に、どうのこうのという意見ではなくて。そこは民主主義だから、合議体だから、共産党さんと会派に属さない議員4人がどう割り振るかというのを真摯になって相談すれば結構だと思うので、そう願いたいと思う。

○城内仲悦委員 会長でないですけども、幹事長の意見とすれば機械的にやっていただいたということですが、私のところはこれでいいと思います。

○委員長（桑田鉄男君） 無会派の梶谷さん、山口さんはどうですか。

○山口健一委員 いじってしまうと相対的な数がずれてくるので、やむを得ないのかなと思います。

本来であれば定数のところについて、本来はそこのところの方がうまくいけばいいんだけど、どうしても張り付かない部分もあるから。

○濱欠明宏委員 どこを希望するのや、そこなんだよ。

○山口健一委員 私は2人で相談するしかない。

○濱欠明宏委員 ここで決めるしかなかべや。

○山口健一委員 今、言ったのは張り付けの問題です

ので。

○梶谷武由委員 定数の部分については、この人数でいくよりしょうがないのかなど。7人というものがかたまっているから、会派からやっていけば。そうすれば、広報と条例の部分についてのことになるので、共産党さんのところでこれで良いというふうになってくれば、それを駄目だと否定するものでもないですし、山口さん言ったように相談をして、これで。

○委員長（桑田鉄男君） 今、共産党さん、そして会派に属さないお二人からはこれで済ということなんです。

○梶谷武由委員 相談をして、この中で条例が8人、広報が7人、定数が7人になるようにまとめれば。定数を減らすというのはないでしょ、7人が確保されないことだから。

○事務局長（一田昭彦君） もし、この枠のとおりで次回ということであれば、特別委員会を開催して決定ということですが、例えば、その前に一回、会派代表者協議会か何かで持ち寄って下協議したほうがよろしいかどうか。

〔「いらないんじゃない」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桑田鉄男君） 分科会の委員の選任については、割振りについては案のとおりで、あとは各会派で決めていただいて、委員長あてに報告をしていただくということにしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桑田鉄男君） それでは、1月18日までに報告をいただきたいと思います。

○濱欠明宏委員 確認をしておきたいんですけども、この各分科会でそれぞれの意見が調整された。あるいはそれなりの答申があった。そうなるわけだけど、各分科会の答申というものの重さというのはどういうふう考えてる。

例えば、私は議員定数については、身分にかかわることだから、答申しても実際は本会議での採決になる可能性が出てくるんですよ。

そういった部分もあるものだから、この分科会の答申をどのような形でまとめていくのか。そこら辺のまとめ方を教えて。

○委員長（桑田鉄男君） その部分については、次第の(5)小委員及び分科会に関する規定についてのところで取り上げて、説明をしたいということで段取

りをしていました。

それでは、委員の選任についてはそういうことでお願いしたいと思います。

次に、(4)の小委員会の委員の選任についてお諮りいたします。

小委員会改め、幹事会の委員には、本委員会の委員長・副委員長をそれぞれ幹事長・副幹事長とし、さらに、各分科会の部会長・副部会長をもって充てることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長(桑田鉄男君)** ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、(5)小委員会及び分科会に関する規定についてであります。

このことについて、事務局から説明を求めます。

**○事務局(長内紳悟君)** それでは、お手元の議会改革推進特別委員会小委員会及び分科会要領案についてご説明いたします。

本日の資料の一番最後に付けてございます。

小委員会及び分科会ですけれども、会議規則68条に基づいて設置されるものなんですが、その運営方法は各議会でそれぞれ定めることということが言われております。

基本的には委員会条例、会議規則に準ずる部分もあるんですが、それ以外で補えない部分を要領として各市議会等を参考にして作成させていただきました。

まず、第1条、趣旨であります。議会改革推進特別委員会に設置する小委員会及び分科会の組織及び運営に関して、必要な事項を定めるものです。

第2条、幹事会の所掌であります。幹事会は、次の事項を所掌するというので、(1)特別委員会及び専門部会の運営方法の検討に関すること。(2)専門部会間の連絡調整に関すること。(3)その他特別委員会の委員長が必要と認める事項に関すること。

第3条、幹事会の組織等ありますが、先ほどご決定になりましたけれども、幹事8人で組織し、次に掲げる者をもって充てるということで、特別委員会の委員長・特別委員会の副委員長・専門部会の部会長3人・専門部会の副部会長3人の合計8名。

2としまして、幹事会の幹事長及び副幹事長は、特別委員会の委員長及び副委員長になるものとする。

第4条、幹事会の会議であります。幹事会の会議

は、幹事長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2としまして、幹事会は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第5条、専門部会であります。専門部会は、次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に掲げる事項の推進を図るということで、(1)条例策定専門部会は議会基本条例の策定・その他議会改革、(2)広報広聴専門部会は広報広聴の充実、(3)定数報酬等研究部会は議員定数及び議員報酬等に関する事項。

2としまして、専門部会は、1専門部会につき委員7人以上で組織する。3としまして、専門部会ごとに部会長及び副部会長各1人を置き、部会長及び副部会長は、委員の互選とする。4としまして、専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。5としまして、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。6としまして、専門部会は、必要があると認めるときは、専門部会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第6条、任期であります。幹事会及び専門部会の委員の任期は、特別委員会の設置期間と同一の期間とする。

第7条、報告であります。専門部会の部会長は、専門部会における調査及び検討の経過及び結果を特別委員会に報告しなければならない。

第8条、会議録の取扱いであります。幹事会及び専門部会の会議録は、要点記録とし、公開とする。

2としまして、専門部会の会議録については、記録者が会議要点録を作成し、会議終了後、会議要点録を事務局に提出し、事務局は、これを電子データ化するとともに、全委員に配布する。3としまして、専門部会の記録者は、部会長を除く委員で会議ごとに交代する。

第9条、資料作成であります。専門部会における資料については、委員が自ら作成することを原則とする。

第10条、委任であります。この要領に定めるもののほか、必要な事項は、特別委員会の委員長が別に定めるということで、以上がこの要領の説明になります。

**○委員長(桑田鉄男君)** 説明が終わりました。質疑ございませんか。

○濱欠明宏委員 第7条の報告、ここが一番ポイントになると思うんだけど、専門部会の特別委員会への報告ということになります。

報告した後の取扱いはどうな感じになってくるのか。

○事務局長（一田昭彦君） 第7条において、専門部会の部会長が経過等を委員会に報告して、必要があれば、委員会で答申なり考え方についてご協議、決定いただくというふうな形になろうかと思えます。

○委員長（桑田鉄男君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桑田鉄男君） それでは、小委員会及び分科会に関する規定については、ただいま説明のあった案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱欠明宏委員 異議はないんだけど、専門部会の報告の重さというのが局長からも説明がなかった。

つまり、特別委員会に報告して、あとは委員会でどうするかということなんだけど、それぞれ各部会は過半数に至っていないわけだね。

そうすると、いかに報告しても特別委員会でひっくり返すことが可能だという流れになってくるね。だから、私はそういう流れありきで動くのか、それともやっぱり分科会の報告を重んじて動くのか、ここら辺は非常に大事ななと思っているんだけど、取扱い方。

○城内仲悦委員 特別委員会での報告イコールそれが委員会ではいそうですかという問題ではないと思えます。

というのは、3分の1の方々が十分議論したとはいえ、結論をもってくるわけです。そういった時に、いろんな質問がそこでは出てくるし、当然それに対する必要があるだろうし。それを受けて結局、委員会としてどうするかについては、また協議するなり、こういう問題を議題にしますかという辺りを委員会としてやったうえで結論出していくということだと思いますので、イコールそこですべてがということではないと思えますし、全体としてやっぱりまた議論するのがあっていいのではないかという、私は認識していますが、いかがでしょうか。

○議長（八重櫻友夫君） さきほど濱欠議員さんのほうから、この部会の定数報酬等研究会についてのお話がありました。

私の考えとしましては、いずれ定数報酬等研究会というふうにさせていただきましたのは、あくまで定数と報酬はどうなんだということを研究していただいて、後はやはりあくまで研究していただいて、将来的には議長を除く特別委員会を設置して、そこで全員で審議するようになるのではないのかなという思いをもっておりましたので、定数報酬についてはその通りでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○濱欠明宏委員 議長の説明はそれでいいんですけど、ただ私が懸念しているのは、分科会に対する重さというか、分科会が3つに分かれた以上、お互いを尊重し合うという理念がなければうまくないのではないかなと。

最後には、特別委員会で分科会で出た結論をひっくり返したとか、そうすると何となく私はイメージとして違うのではないかと思うので、各3分科会に分かれた以上は、各分科会の意見を十分尊重するという、そこら辺を集約しておかないと、最後は多数決で決めるのかという、それでもいいけども、議会だから。

ただ、議長が言うのは、定数になれば最終的には自分にかかわることだから、最終的には特別委員会を新たに設置して、議決というふうなことになっていく。それはそれでいいんだけど、3分科会をそれぞれ尊重するような仕組みをとって運営するように。

これは、委員長の特別な計らいとして、覚悟についてお聞かせ願いたい。

○委員長（桑田鉄男君） 最終的には全体の委員会だとは思いますが、いずれ3つの部会に分けてご議論なり研究をしていただくということなので、やはりそのことについては最大限の尊重をしながら、今後進めてまいりたいと思えます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桑田鉄男君） それでは、最後にその他でございますが、何かございますか。

○上山昭彦委員 その他に入る前に、一番初めの設置目的で文言として濱欠委員さん、城内委員さんからも出て決まったようなんですが、文言を読んだ時に繋がりが。

「議決責任はもとより説明責任が求められている」と、最後の「説明責任が求められている」のところに行くのに、何か繋がりが悪いので、そこら辺を何か付けたほうが文言的にうまいような気がするので、ちょ

つと発言させていただきました。

○委員長(桑田鉄男君) 特に案とかあれば出していただければ、助かるんですが。

○上山昭彦委員 説明責任というのは議決の説明責任という意味で、説明責任はこれまで広報等でもやってきたんじゃないかと濱欠委員さんの意見もあったので、例えば、「説明責任がこれまで以上に求められる」とか、何か入ったほうがきれいにまとまるんじゃないかなと思いましたが。

○委員長(桑田鉄男君) 「議決責任はもとより説明責任がこれまで以上に求められている」ではどうですか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(桑田鉄男君) この部分についても、そのようにいたします。

○宮澤憲司委員 前もそうだけでも、一回決まったのをまた戻してもう一回やり直すとかっていう、そういうのは止めて。駄目ですよ、なかなかまとまんないよ。

また、次の委員会で話が出てきたらどうすんの。駄目です、スムーズに進めて。

○委員長(桑田鉄男君) この部分については、今回で治めたいと思います。

○宮澤憲司委員 「これまで以上に」ということは、いままでは何にもやっていないということか。

一回決まったのなんだから、そこはきちんとやっていって。

○大沢俊光委員 だから、当選回数だの古参の人を否定するんじゃないよ。

○濱欠明宏委員 それを忘れちゃ駄目だよ。

話は変わるが、分科会が実動部隊になるわけですよ。そうすると、当然に他市を参考にしていくということは、当然に活性化される分科会とすれば、求められることになっていくと思う。

そうすると、他市へ行ったら参考事例を求めるといふふうなことも必要だと思うんですけども、その辺の予算措置というのはどうなっているかお聞かせを願いたい。

○事務局長(一田昭彦君) 12月の会派代表者協議会で皆さんにお諮りして、持ち寄っていただきまして、ご説明したんですが、分科会の視察分は予算計上はしておりません。

ただし、特別委員会に対する講師派遣とかという部

分での予算は要求しております。

○濱欠明宏委員 私は前回、議長が旅行命令を出して、検討委員会が視察した例があると。これは当初予算にもなかった件です。私は良い例ができたなと思っていて、この例を大いに参考にしながら視察等を含めて、分科会の成果があがるように当局に対しても予算要求をきちっとしながら、講師呼べばいいというのではなくて、現地へ行ったり、いろいろ先進地をよく見て、先輩方のやってきた事の温故を訪ねて、古きを訪ねて、頑張っていければと思うので、その辺の予算要求はぜひお願いしておきたいと思う。

○事務局長(一田昭彦君) 予算要求の部分につきましては、既に12月に会派代表者協議会でご説明しましたが、終わっておりますし、総務部長査定も終わっております。

○濱欠明宏委員 そういう片言な話は聞きたくないの、別に。そんなことは分かっているの。

だから、さっき例を出したの。議長が派遣した例があるから、そういうのは良い例だと思うから。できるわけだから予算がなくても。議会はやったんだから。

今後それをよく噛み締めて、分科会が活動できるように。

○事務局長(一田昭彦君) 議長が派遣したというのは、この間も委員会の時にご質問されて答弁申し上げましたが、それは予算上に措置されております。議会改革検討委員会については。

○濱欠明宏委員 どこで補正組んだや。

○事務局長(一田昭彦君) 補正予算ではなく、当初予算で昨年に要求しております。

○濱欠明宏委員 任意の委員会のを。ちょっと待って、任意の委員会に予算要求してあったの。

○事務局長(一田昭彦君) はい、そうです。

○濱欠明宏委員 そして、今度正式な分科会の予算を要求してないの。

○事務局長(一田昭彦君) 分科会はしておりません。

○濱欠明宏委員 これは正式な委員会なんだよ。講師の旅費は求めてます、任意の委員会には旅費を要求してましたというのは、議会としては私はその予算の使い方については疑問符だな。

○事務局長(一田昭彦君) そのためにも、会派代表者協議会でご説明して、さらに各会派からの要望を聞いたうえで予算要求でございます。

○大沢俊光委員 いやいや、これ、局長。時あたりばったりの話ではなく、まさに議会改革の一つに入るんだよ。筋を通してやらないとき。

任意のものではできて、正式なのはやってないというのは、こういうことを議論していくことが大事なの。

ここで、売り言葉の買い言葉をしたり、問題を問題にするんじゃなく、こういうふうな話が出たら、それを前進させるべきだというふうな話にもっていかないと。

委員会と事務局として対立軸をするのじゃなく、説明求められたら説明しただけでいいんじゃないの。こういう話の中で委員長が議長に対して、先例があるし、今後どういふふうに当局に予算要求していくんだというふうにもっていくことが協議なんだ。

あんまりそこら辺でガチガチしないで。

○城内仲悦委員 いままでの経過をきちっと会派代表者協議会でもあって、そこで議論してきた経過があるんです。

そういった意味では、その部分については各会派に知っているわけですから。聞いた聞かないじゃなくてですね。

○濱欠明宏委員 あなたに説明を求めている。

○城内仲悦委員 私が状況を知っていますから、聞いてください。

そういった経過があったわけですから、そここのところをぶり返すのではなくて、今言ったように濱欠委員が出した各分科会の予算が、現在は特別委員会では要求しているんだと。そういった中で、例えば、それを分科会に使えるかということが、使えるとすればいいわけで、そういった点できちんとすればいいわけです。

だから、分科会としての予算はないけども、特別委員会としてもっている。

○濱欠明宏委員 講師謝礼だけだよ。

○城内仲悦委員 今後できることじゃないですか。

○濱欠明宏委員 局長は要求する気持ちはないと答弁したんだよ、今。

○城内仲悦委員 特別委員会としてできるわけですから、そここのところを説明してください。

○事務局長（一田昭彦君） さきほどの質問に答えただけでもって、要求する考えはないとかどうのというものではございません。

特別委員会が設置になりましたので、皆さんでご議

論して、もしそういうのが必要であれば、補正とか何かで要求してみたいと思います。

そういうことでのご議論をお願いしたいと思いません。

○濱欠明宏委員 委員長というか、これは議長に聞きたいくらいけども、前の任意の委員会には当初予算を要求したつたんですよ。しかも、当初予算を要求して、最終的には派遣命令で旅行命令出しているの。

本来、それぞれの委員会が持っている予算があれば、予算をきちっと委員長がいついつ行きますよと、そして議長の了解を得て、委員会視察として行くわけよ。

どうも、この今回の予算の使い方がどうも疑問符なんだけども、それは置いといて。

私は、これから特別委員会が12月に設置されたの。その時には予算要求が終わったのかもしれないけど、局長が説明したのは講師謝礼分は確保しましたと言ったの。

○事務局長（一田昭彦君） 確保ではなく要求をしたもので、これから予算がつくつかつかないかは、また別問題です。

○濱欠明宏委員 しかば、今議論している特別委員会の行政視察旅費について、皆で要求をしましょうと、こうなった場合にはどこで要求するの。

○事務局長（一田昭彦君） 補正で要求することになるかと思えます。

○濱欠明宏委員 当初予算でなくて。当初予算は2月に市長査定だね。

○事務局長（一田昭彦君） 1月の予定です。

○濱欠明宏委員 予算は決まってないんだよね、調整中だよ。

○事務局長（一田昭彦君） はい。

○濱欠明宏委員 なんでそれが駆け込みで特別委員会が設置されたので、旅費という意見があったので、旅費を要求。

要求なんだからね。事務的にそれは無理なのかわからないけどもね。ただ、事務的に許されるのであれば、私は当初予算に盛り、そっちを取るように議長が強く語りかけていいのではないかと。

つけるつけないは別だよ、相手があることだから。

○事務局長（一田昭彦君） たしかにその通りでございます。皆さんがそうだというのであれば、今後当局側と、総務部長査定の最中でございますけども、急き

よ駆け込みができるかというのは協議したいと思  
いますので、その点ご議論いただきたいと思  
います。

○委員長（桑田鉄男君） 今、濱欠委員から出されま  
したが、専門部会等の行動経費といえますか視察経費  
につきましては、議長を通じながら、今、当初予算の  
査定中ではあるんですが、皆さんのところで必要だと、  
そういうことであれば要求してもらおうように私とし  
てしたいと思います。

○濱欠明宏委員 委員長ね、必要であればなくて、  
委員長が副委員長と相談して、やっぱり必要だと。

最低1万でも2万でも予算措置をして、行動ができ  
るように対応しましょうというのが、積極的な活性化  
に向かって議会が行動する第一歩でないのかという  
ことだ。

そのためには、委員長、副委員長が先導を立て、  
特にも委員長は分科会にはかたないんだから、こう  
いうことだけでもきちっと引っ張っていくように、予  
算措置をしてもらおうようにしてくださいよ。

○委員長（桑田鉄男君） そういうふうにしたいと思  
います。

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桑田鉄男君） それでは、ないようござ  
いますので、本日の委員会はこれまでとし、委員会を  
閉会いたします。長時間にわたりまして大変ありがと  
うございました。

午前11時10分 閉会

久慈市議会委員会条例第31条第1項の規定により  
ここに署名する。

議会改革推進特別委員長 桑 田 鉄 男